

エックス線写真等の提出（じん肺法第12条）について

じん肺法第12条において、事業者はじん肺法第7条から第9条の2までの規定により行った就業時健康診断、定期健康診断、定期外健康診断、離職時健康診断の結果、じん肺の所見があると診断された労働者について、都道府県労働局長にじん肺健康診断のエックス線写真等を提出することとされています。

該当する労働者がいる場合は、下記の書類を提出してください。

記

- **エックス線写真等の提出書（様式第2号）**

- **じん肺健康診断結果証明書（様式第3号）**

（病院、診療所、検診機関等の医療機関でじん肺健康診断を実施した際、診察した医師により記載してもらうものです。）

健診項目等

1. 粉じん作業についての職歴調査
2. エックス線写真撮影（直接撮影、胸部全域）
3. 胸部臨床検査、肺機能検査（胸部エックス写真でじん肺の所見が無い者、胸部エックス線写真の像がPR4（C）及び合併症のある者は除かれます。）

- **エックス線等写真**

（直接撮影による胸部全域のエックス線写真）

注： DR(FPD)写真及びCR写真を電子媒体により提出する際には、裏面の事項に留意してください。

以上の書類を各1部ずつ静岡労働局あて送付してください。

お問い合わせ先

静岡労働局労働基準部 健康安全課 衛生担当 〒420-8639 静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎3階 TEL 054-254-6314
--

電子媒体による提出の際の留意事項

■ 提出する電子媒体

ISO9660 に準拠した形式でフォーマットされた直径 12cm の光学ディスク (CD-R 等) であって、光学ディスクに収録されたビューワーソフトにより、収録された DICOM 形式の画像データ及び DICOM タグが適切に表示されることが確認されたものとしてください。

■ 確認事項

DICOM タグの氏名、生年月日、年齢等の情報から、本人のものであることが確認されたものとしてください。

■ その他

光学ディスクは、コンピュータウイルス等の感染がないことが確認されたものとしてください。

上記について確認し疑義がある場合、その他審査上必要がある場合には、別途適正な写真等の提出を指示する場合があります。